

大阪市告示第486号

大阪市立住之江スポーツセンターについて、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 スポーツセンターの利用料金

区分		利用料金				
		午前9時 から正午	正午か ら午後3時	午後3時 から午後6時	午後6時 から午後9時	午前9時 から午後9時
住之江 スポ ーツセ ンター	第1体育場	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第2体育場	1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
備考						
1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。						
2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て）とする。						

2 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)